

明代中期・後期におけるマンチュリアの社会変動と統治政策

The Social Change and Government Policy in Manchuria during the Middle and Late Ming Dynasty

塚 瀬 進*

Susumu TSUKASE

目次

はじめに

- 1 正統～成化年間の社会変動
 - ①人間の移動による社会変動
 - ②朝貢、馬市の変化
 - ③遼東での軍屯
- 2 弘治～嘉靖年間の社会変動
 - ①授官規定の変更
 - ②貂皮交易の伸張
 - ③朝貢定額化による影響
- 3 ヌルハチ台頭前後のマンチュリア
 - ①女真の変容
 - ②遼東の状況
 - ③ヌルハチの台頭

おわりに

はじめに

本稿の目的は、前稿[塚瀬進2010]の考察をふまえて、正統年間(1436～1449年)から明末までの期間、マンチュリアではいかなる社会変動が生じ、明朝はどのような統治政策をおこなっていたのかを検証することにある。

明朝は永楽年間までに、遼東とヌルガン地区とは異なった統治政策をおこなっていた。遼東では衛所制度を実施した。衛所制度とは、衛所を設

置して軍士を配属し、軍士が屯田をおこない、食料は自給を原則とするものであった。他方、ヌルガン地区では羈縻衛所制度を実施した。羈縻衛所制度とは、①明朝が直接統治するのではなく、女真の首長を衛所の長に任命して統治する、②衛所の長には勅書を与えて朝貢、馬市での取引を認めるものであった。ヌルガン地区に暮らした女真に対して明朝は、①「分而治之」(分割して統治して強大化を防ぐ)、②「以夷治夷」(女真のなかの有力者を擁護し、その有力者に他の女真の統制をまかせる)を基本に対応していた[欒凡2004、王冬芳2005]。こうした方針の具体的な措置として、羈縻衛所制度がおこなわれていたと理解したい。

明朝は遼東では衛所制度により領域的な統治をしていた。しかし、ヌルガン地区での羈縻衛所制度は領域統治を目的にはしていなかった。つまり、明朝がマンチュリアで実施した統治政策は、遼東とヌルガン地区では質的に異なっていた点を指摘したい。

こうした明朝によるマンチュリア統治は、正統年間以降変容するとともに、機能しなくなった。そしてヌルハチの勢力拡大により、これらは17世紀初には消滅した。明朝によるマンチュリア統治はいかなる要因から変容したのか、ヌルハチはどのように勢力を拡大したのか、これまでの研究成果をふまえて考察してみたい。関係研究論文は多

*環境ツーリズム学部教授

数あるので、研究史の詳細については別稿[塚瀬進2012、塚瀬進近刊]にゆずり、本稿では最小限の言及にとどめる。

紀年は史料上の陰暦を、その年の大半を占める西暦年に換算して記した。月は史料上の陰暦をそのまま記している。

第一章 正統～成化年間の社会変動

①人間の移動による社会変動

14世紀後半以降、マンチュリアでは女真が北から南へ、モンゴル人が西から東へ、漢人が南から北へと移動していた。なかでも、モンゴル人はマンチュリアへの侵攻を繰り返していた。1421年(永楽19年)にモンゴルのタタルが遼東に侵攻し、翌22年(永楽20年)もその侵攻は続いた。モンゴルの侵攻から逃れるため、女真の有力首長のモンケテムルは1423年(永楽21年)に会寧へ移動し、李満住も1424年(永楽22年)に婆猪江へ移動した[河内良弘1992 59～61頁、143～145頁]。女真が朝鮮に近い場所へ移動した結果、女真と朝鮮との間ではトラブルが増えた。

宣徳～正統年間になると、マンチュリアの状況はより複雑化した。モンゴルではオイラトとタタルが争っていたが、タタルは永楽帝の親征を受けて弱体化し、オイラトとの抗争にも敗れた。このため1432年(宣徳7年)にタタルは、オイラトから離れるため東方へ移動した。その結果、タタルはウリヤーンハン三衛の居住地に踏み込んでしまい、ウリヤーンハンとの対立が生じた。ウリヤーンハンのなかにはタタルとのトラブルを避けるため、東方へ移動して、海西女真の居住地に踏み込むものもいた。また、タタルの一部も海西女真を攻撃したことから、海西女真はその難を避けて移動を始めた[和田清1930 引用は『東亜史研究(蒙古篇)』273～301頁]。ウリヤーンハン、タタルの圧迫を受けた海西女真のなかには、朝鮮の近くまで移動し、朝鮮への略奪をおこなうものもいた[河内良弘1992 291～293頁]。女真による略奪に苦しんだ朝鮮の世宗は、女真を討伐するため、1433年(宣徳8年、世宗15年)と1437年(正統2年、世宗19年)に軍事行動にでた[王兆蘭1990。蔣秀松1997]。

つまり、タタルの移動がウリヤーンハンの移動をうながし、その影響を受けた女真も移動してい

たのであった。朝鮮近隣にまで移動した女真は、朝鮮への略奪をおこなったので、朝鮮は軍事行動により女真を鎮圧するという対応をしていた。マンチュリアで生じた社会変動は、中華王朝との関係からだけではなく、マンチュリアをめぐる状況が複合して生じていた点についても指摘したい。

正統年間においてもモンゴル人の侵攻は止まず、ウリヤーンハン、海西女真への侵攻を繰り返していた。そして1449年(正統14年)に「土木の変」が起こり、モンゴル人の侵攻は頂点に達した[荷見守義1995、1999]。この時、マンチュリアへはトクトブハ(脱脱不花)が侵攻した[園田一亀1948 184～194頁。川越泰博1972]。

モンゴル人によるマンチュリア侵攻に対して、明朝が示した対応として二つ指摘したい。第一に、遼東辺牆を建築した[稲葉岩吉1913。劉謙1989]。明朝は1443年(正統8年)ごろに山海関から開原に至る辺牆を築いて、モンゴル人の侵攻を防ごうとした(その後、「成化三年の役」(1467年)を契機に靉陽堡までの東部辺牆がつくられた)。第二に、モンゴル人と女真が結びつき、両者が協同して明朝に反抗しないように配慮していた(1)。

女真はこれまでのように移動して、モンゴルの脅威から逃げようとした。李満住は1451年(景泰2年)に蘇子河上流から東方の富爾江上流へ移動した(2)。移動の結果、李満住の集団と朝鮮との距離は近くなり、女真による朝鮮への略奪は頻発した。朝鮮の世祖は女真を懐柔することで、その略奪を防ごうと考えたが、明朝の反対を受けてしまい、その試みは挫折した[河内良弘1974]。略奪は女真の経済生活の一部ともなっていたので、それを止めることは難しかった[欒凡1999 30～34、64～65頁]。

女真は略奪を繰り返したことから、明朝や朝鮮は武力制圧をおこなうこともあった。1433年(宣徳8年)から1479年(成化15年)の45年間に、明朝、朝鮮は女真に対する大規模な武力制圧を5回おこなった(3)。このため、とくに建州女真は衰えを示し、女真の有力者を羈縻して、その有力者を軸にして女真統治をするという、明朝の女真統治の根幹が揺らぐという事態も生じてしまった。以後、明朝は女真のなかに有力な提携者を見出すことができずに苦しんだ。この点について後述する。

②朝貢、馬市の変化

正統年間以降、朝貢の条件、朝貢と馬市との関係も変化した。永楽帝が女真を招撫したことから、女真は次々に朝貢するようになった。永楽、宣徳年間には「無制限な自由朝貢」とも称される状況であり、女真は朝貢をあたかも有利な商行為とみなして盛んに朝貢した。このため、女真にとって朝貢に伴う回賜や交易は不可欠なものとなった。かかる頻繁な女真の朝貢に対して、明朝はその負担に耐えることが難しくなった。正統年間から朝貢の制限をはじめ、各羈縻衛所が派遣できる人数、回数、時期の制限をした。宣徳年間では年間3000～4000人の女真が朝貢したが、正統年間には年間1500人に制限された[江嶋壽雄1952 引用は『明代清初の女直史研究』141～142頁]。1464年(天順8年)、1466年(成化2年)にも明朝は女真の朝貢に対する制限を設けた[河内良弘1992 478～480頁]。

こうした明朝による朝貢制限に、女真は反発、抵抗した。女真は、①朝貢人数を増やす増貢を要求、②新衛設置により朝貢回数を増やす、③勅書の書き換え(上級勅書の内容に書き換えて朝貢条件を有利にする。名義を書き換えて再度朝貢する)などの抵抗を示した[江嶋壽雄1958 引用は『明代清初の女直史研究』170-177頁]。

朝貢の制限は馬市の状況にも影響をおよぼした。馬市の起源は、永楽帝が馬不足を憂慮し、開原と広寧に馬市を開設して馬の購入に努めたことにあった。その結果、永楽末年には畜馬数は100万匹をこえ、馬市開設の目的は達成された。しかし、女真やウリヤーンハンとの馬市を終了することは、羈縻の観点から好ましくないと判断され、馬市は継続された[江嶋壽雄1954 引用は『明代清初の女直史研究』241-242頁]。ここに馬市は、馬の購入が目的ではなく、モンゴルや女真の羈縻が目的となった。他方、明朝は朝貢の制限に踏み切り、馬市の許可を朝貢制限の見返りとする政策をおこなった。

明朝は1439年(正統4年)に朝貢の制限をおこなったが、制限だけでは女真は不満を持つと考え、同時に、女真がこれまで北京でしていた交易を開原で行わせることに変更し、開原馬市での私市を公認した(4)。ここに馬市は朝貢制限の対価として提供された公認の交易場となり、開原に二か所(城

東、南関)、広寧に一か所の計三か所となった[江嶋壽雄1957 引用は『明代清初の女直史研究』327-329頁]。

土木の変後、ウリヤーンハンはモンゴルと共同したとの嫌疑から、懲罰として開原城東と広寧の馬市は閉鎖された。そのため、女直が交易する開原南関だけが存続した。明朝に従順でないものには、馬市の停止が懲罰手段として用いられた。つまり、馬市は政治的な意味を持って存在していたのであった。

馬市の政治性は、1464年(天順8年)の撫順馬市の開設にも見てとれる。明朝は同年7月に撫順での交易を認めた。その三か月後の10月に、女真の朝貢制限をおこなった。朝貢の制限は女真の反発を招くので、開原馬市での先例にならば、馬市交易を認める代わりに朝貢を制限するというやり方をしたのであった[江嶋壽雄1958 引用は『明代清初の女直史研究』167-170頁]。ここに馬市は、海西女真が交易する開原南関と建州女真が交易する撫順の二か所になった。

明朝は1478年(成化14年)にウリヤーンハンの馬市復開要請を認め、開原古城堡南(嘉靖3年に慶雲堡北に移動)と広寧に馬市を置いた。その理由は、馬市を認めないとウリヤーンハンが海西女真と結託する恐れがあるので、ウリヤーンハンの歓心を得るためという、辺境安定をはかる政治的なものであった(5)。これにより馬市は開原南関、開原古城堡南(慶雲堡北)、撫順、広寧の合計四か所となり、この状態が嘉靖末年まで約90年間継続した。1478年(成化14年)には馬市禁約を發布して、馬市の秩序化をはかった(6)。

遼東辺牆の北側に広がるヌルガン地区に住む女真に対して、明朝は朝貢制限や馬市の開設をおこない、両者の関係は洪武・永楽年間とは異なる状況となっていた。他方、遼東の状況も変化していた。

③遼東での軍屯

遼東では衛所が設けられ、軍士が軍務を果たすとともに屯田をおこない、軍糧の自給をはかっていた。しかし、宣徳年間から逃亡する軍士が増え、屯田は崩壊していった。軍士の逃亡が増えたことを、兵部は1429年(宣徳4年)には問題視していた

(7)。1434年(宣徳8年)の報告では、衛所の上官が公務にかこつけて軍士を私役することが軍士逃亡の原因であり、軍士が定数に達していない状況が常態化しているの、改める必要があると述べている(8)。上官の私役に苦しみ、逃亡する軍士が多かった状況はその後も続き、屯田に従事する軍士の減少は屯田の崩壊を導いた。1445年(正統10年)には屯田は有名無実化しているとの報告がされていた(9)。

衛所の上官は軍士を私役しただけでなく、屯田のなかでも肥沃な土地を占拠していた(10)。衛所が本来果たすべき役割であった軍糧の自給は、衛所の上官が腐敗したことにより不可能になった。それでも明朝は屯田の立て直しをはかるため、いくつかの対応策を講じていた。屯田を売却し、購入者には租糧の代納をさせた。売却された屯田の租糧は、一般の屯田の規定よりも低く設定された[衣保中1993]。この他に、招民をおこない、軍士に代わって農業生産をおこなわせた。招民が耕作した民田の租糧も、一般の屯田の規定よりも低かった[周遠廉1980]。また、軍士の姓名や耕作面積を記した簿籍の整備をおこない、屯田の回復をはかる案を上奏する官僚もいた(11)。

軍士の逃亡により荒廃した屯田の立て直しを明朝は模索したが、屯田の減少を食い止めることはできなかった。明朝は開中法により遼東への軍糧補給をはかるとともに、1444年(正統9年)からは京運年例銀の運用を始めた。その後、京運年例銀の支給額は増加の一途をたどり、遼東の軍糧が銀で払われる範囲は拡大した[諸星健児1990]。明朝の対応は、銀を遼東へ供給して軍士を養う方向へと傾斜していったのである。

以上の考察から、14世紀後半～15世紀中頃にかけて、モンゴル系諸集団が東方へ移動し、その結果として女真も移動し、朝鮮や明朝との間でトラブルが生じていたこと、明朝は朝貢の負担に耐え切れず、その制限をするとともに馬市を開設して女真を羈縻していたこと、遼東防衛の根幹であった衛所制は軍士の逃亡が続き、屯田での農業は振るわず、本来の役割を果たせなくなっていた点を指摘したい。

(1)『英宗実録』巻162 正統13年正月乙巳(『明代満蒙史料 満洲篇』2、220頁。以下『史料満洲』と略す)。

洲』と略す)。

(2)『文宗実録』巻9 元年8月辛未(『明代満蒙史料 李朝実録抄』5、191-193頁。以下『史料李朝』と略す)。

(3)①1433年(宣徳8年、世宗15年)朝鮮が建州女真を攻撃。②1437年(正統2年、世宗19年)朝鮮が建州女真を攻撃。③1460年(天順4年、世祖6年)朝鮮が女真を攻撃。④1467年(成化3年、世祖13年)明朝・朝鮮が建州女真を攻撃。⑤1479年(成化15年、成宗10年)明朝・朝鮮が建州女真を攻撃。

(4)『英宗実録』巻58 正統4年8月乙未(『史料満洲』2、63～64頁)。

(5)『憲宗実録』巻176 成化14年3月丙戌(『史料満洲』2、574～575頁)。

(6)『全遼志』巻一、山川・関梁

(7)『宣宗実録』巻59 宣徳4年11月乙卯。

(8)『宣宗実録』巻107 宣徳8年12月庚午(『史料満洲』1、504～505頁)。

(9)『英宗実録』巻127 正統10年3月甲申(『史料満洲』2、174頁)。

(10)『憲宗実録』巻161 成化13年正月丁未(『史料満洲』2、554～555頁)。

(11)『憲宗実録』巻244 成化19年9月戊申(『史料満洲』2、651～654頁)。

第二章 弘治～嘉慶年間の社会変動

①授官規定の変更

成化年間に明朝・朝鮮による武力侵攻を受けた建州三衛は、1500年代初めには衰弱していた。建州三衛の首長の影響力が低下したため、明朝は1493年(弘治6年)に羈縻衛所の首長に与える授官規定を改変し、女真を統御できる能力を持つ人物を首長にすることにした。改正の発端は大通事の王英の上奏であった。王英は最近の首長は部下による辺患を統御できないので、今後は部下に辺患をしたものがない首長に限り、授官すべきだと主張した(1)。これに対して兵部が覆奏し、①部下に辺患をした人物がないこと、②子孫もよく志を継承する者、③被虜者や略奪品の返還など明朝に功劳した者、という首長に限り授官を認める新方針を打ち出した(2)。

明朝は部下の統率ができない首長は授官せず、

辺患を生じさせない力量を持つ首長に授官する政策に転換した。以前は首長の家系に連なる人物が首長の地位を世襲しており、明朝もとくに審議はせずこれを認めていた。しかし、この方針転換により、明朝の期待に応じることのできる人物が、首長の地位を継承することになった。ここに家系ではなく、羈縻衛所の長としての力量が問われることになり、都督の地位は不安定化した。

建州三衛は弘治年間以降、その勢力は衰えていた。衰弱の兆候として、三つ指摘したい。第一には、首長の系譜が不明確になった。首長が交代(襲職)する際には、必ず明朝に申し出てその承認を得ることが必要であった。そのため首長襲職の際には、ほぼ『明実録』にその記事が掲載される。しかし、嘉靖初期以降では、建州三衛の首長の系譜を『明実録』の記述からはたどることができなくなる[園田一亀1953 215~220頁](3)。第二に、正徳年間末ごろから建州三衛の首長と家系上の関係が不明な人物が、都督を称して朝貢する事例が増えた点が指摘できる[河内1992 716頁]。経歴不明な都督が誕生した理由は、既述した1493年(弘治6年)の都督授官の方針変更に起因したと考えられる。家系上の理由からではなく、人物の力量が問われたことから、出自が卑賤な人物でも都督に昇任できたからだと考えられる。第三に、建州三衛の朝貢は振るわず、不定期になっていた。もはや定期的な朝貢が難しくなっていた点にも、その衰弱を見てとることができる[園田一亀1953 215~225頁、312~319頁]。

明朝は羈縻衛所のトップとしての力量を持つ人物に授官することで、女真を羈縻する方針に変えた結果として、衛所長のポストは流動化し、とくに都督の地位は低下した。もともと都督は規模の大きい羈縻衛所の首長に与えられる、重い官職であった。しかし、弘治年間以降は小さな羈縻衛所の首長も都督に任命される一方、嘉慶年間には一衛一都督という原則は崩れ、建州衛のような大きな羈縻衛所には複数の都督が任命されていた[河内良弘1992 716~718頁]。明朝は授官規定の基本方針は変更せず、1533年(嘉靖12年)にはさらなる詳細な明文化をおこなった(4)。

明朝の方針転換の結果、羈縻衛所の首長は有力者が世襲的に交替してきた状況から、出自は卑賤

であっても実力を持つ人物が任命される道が開かれた。その一方で、首長のポストをめぐる争いが生じ、女真社会は不安定になった。こうした状況に、後述する貂皮交易の伸張、朝貢の定額化が絡み合い、女真社会の不安定さをより深くしていた。

②貂皮交易の伸張

15世紀後半(明は成化年間、朝鮮は成宗年間)になると、女真と明朝・朝鮮の間での貂皮交易が盛んとなった。これ以前では、女真は有力な交易品を持つことができず、交易では受動的な立場にあった。しかし、明朝・朝鮮での旺盛な貂皮の需要を背景に、女真による貂皮交易は急成長した。貂皮交易の伸張は、女真社会に大きな影響をおよぼした[河内良弘1971、欒凡2000]。

第一に、貂皮交易、商品交易への依存が高まり、明朝・朝鮮との経済関係が増大した。いかに貂皮を獲得して、明朝・朝鮮に販売するかが、女真にとって重要となった。第二に、女真は貂皮の販売後、農業に必要な鉄製農具や耕牛を購入した。このため女真による農業は改善され、農業生産は増加した。その結果女真の人口は増え、その居住地も拡大し、遼東や朝鮮の隣接地区に女真の生活領域がおよぶようになった。第三に、貂皮の主産地はアムール川以北のシベリアの森林地帯であった。そのため、シベリアからマンチュリアに至る交易ルートが成立した。この交易ルートを運営する商人が女真のなかから生まれ、蓄財し、富豪となる人も出た。第四に、女真は軍事力も増大させていた。1474年(成化10年、成宗5年)に、朝鮮人は女真の鎌が骨から鉄に変化していることを観察している。

貂皮交易の伸張により女真は富裕化し、その行動は活発化した。16世紀前後には朝鮮と隣接した鴨緑江岸では、女真による狩猟の活発化や女真部落の拡大が見られ、朝鮮とのトラブルが頻発した[河内良弘1976]。また、16世紀前半には貂皮貿易により富裕化した女真が朝鮮国境付近に登場する一方で、朝鮮側の咸鏡道は国境警備の重い負担と自然災害のため疲弊していた。このため貧窮化した朝鮮人のなかには、課税や賦役から逃れて、富裕な女真のもとに流入するという、以前では考えられない状況が生じていた[河内良弘1977]。

女真は貂皮という有力商品を得たことから、交易により富を増加させていた。貂皮交易により財を蓄えた女真のなかには、その出自は卑賤であっても、明朝からの勅書を所持して、羈縻衛所の首長に任命されたと称していた人物もいた(例えば王杲)。他方、これまで有力であった建州三衛は衰退したため、嘉靖年間に女真は混乱状況に陥ってしまった。

③朝貢定額化による影響

1541年(嘉靖20年)前後に、明朝は新たな朝貢制限を設けた。海西女真は1000名、建州女真は500名と、その朝貢人数を定め、定額に達したならば終了にすることにした[江嶋壽雄1962 引用は『明代清初の女直史研究』186-189頁]。これまで女真は朝貢制限に対して、衛所の新設を求めたり、他衛の名義を使ったり、勅書を借用するなど、朝貢の機会、回数を増やす方向で対応していた。そうした方向を遮断するため、明朝は朝貢の定額化をおこなった。言い換えるならば、正統年間以降の朝貢制限は各衛所の入貢者の人数制限であり、朝貢者の総数制限ではなかった。しかし、嘉靖年間の制限は朝貢者の総数を制限した。このため女真は従前のやり方では対応できなくなった。

朝貢定額化後に生じていた女真の状況変化として、二つ指摘したい。第一に、羈縻衛所間の勅書の争奪に勝利して朝貢の権利を勝ち取り、他の羈縻衛所には朝貢させず、自らの朝貢を増やす必要があった。このため女真同士の抗争は、以前に比べて激化した。弱小な羈縻衛所は淘汰され、勝ち残った羈縻衛所はその勢力を拡大して、政治集団としての凝集力を高めた。第二に、馬市から遠い女真は入貢しても、定額に達しているならば朝貢できない事態が発生した。それゆえ、馬市の近くに居を構える女真が出現した(5)。

こうした女真の状況変化により、次のような現象が生じていた。一つには、勅書を持つ意義は経済的な意味合いが強くなり、明朝から勅書を授与され、羈縻衛所の首長として政治的権威を示す意義は低下した。勅書の争奪が激しくなったことから、勅書に記載された人名と所持者は一致しなくなった。勅書を所持することが重要となり、明朝の権威により羈縻衛所の首長に任命された事実は

どうでもよくなった。二つ目として、女真はこれまで移動を繰り返してきたが、馬市の近くに住む必要性が高まったので、居城を構えて定住するようになった。

以上の考察から、15世紀後半～16世紀前半にかけて明朝がおこなった授官規定の変更、朝貢の定額化により、マンチュリアをめぐる貂皮交易の伸張により、女真社会は変化し、その流動化がすすんでいたことを指摘したい。こうしたなかで、16世紀後半にヌルハチは台頭し、女真の統一をはかったのである。

- (1) 河内良弘は建州女真と朝鮮との関係を考察するなかで、1490年代(弘治初年)には建州衛の首長は朝鮮への部下の侵攻を制御できなかったため、その統制力は弱体化したと推測している(河内良弘1992、529～535頁)。
- (2) 『孝宗実録』巻75 弘治6年5月乙亥(『史料満洲』3、35～36頁)。
- (3) 『李朝実録』では、1497年(弘治10年)以後、建州衛の記述は少なくなる。
- (4) 『世宗実録』巻148 嘉靖12年3月壬子(『史料満洲』3、364～365頁)
- (5) 『世宗実録』巻273 嘉靖22年4月癸未(『史料満洲』3、412頁)。

第三章 ヌルハチ台頭前後のマンチュリア

①女真の変容

16世紀前半に海西女真は南へと移動し、清朝の史籍が「扈倫四部」と呼ぶ、イェヘ、ハダ、ウラ、ホイファの諸部を形成した[叢佩遠1984a、1984b]。イェヘは塔魯木衛から発展し、その開祖はチュクング(祝孔革、竹孔革)であった。チュクングは弘治末年～正徳初年ごろに、開原北関外のイェヘ河付近に移動した。しかし、ハダのワンジュ(王忠)に殺され、その勅書は奪われた。ハダは塔山前衛左都督であったスヘテ(速黒忒)を開祖にしている。スヘテは『満洲実録』に出てくるケシネにあると考証されている[松浦茂1995 39頁]。スヘテは抗争のなかで殺されたが、その子供のワンジュ(王忠、王中)は難を逃れて、開原付近の清河(ハダ川)流域に落ち着き、ハダと称した。ワンジュは明朝の歓心を得ることに努め、1551年(嘉靖30年)には都督へ昇任した(1)。ワンジュは、イェヘのチュク

ングを殺してその勅書を奪うこともしたが、1553年(嘉靖32年)ごろに内紛のなかで殺された[江嶋壽雄1962 引用は『明代清初の女直史研究』191～193頁]。

海西女真同士の抗争は激化していた。その原因は、嘉靖年間の朝貢定額化により勅書の争奪が激しくなったことと、貂皮交易と銀流通の拡大が抗争激化をうながしたことにあった。明朝下での銀流通は15世紀以降拡大し、その影響はマンチュリアにもおよんだ。嘉靖年間には、女真の朝貢に対する回賜には折銀が認められ、銀が女真社会へ流入した[江嶋壽雄1962。蔣秀松1984]。遼東馬市での徴税は、嘉靖初年ぐらいには銀納化されたのではないかとの見解も出されている[荷見守義2002]。貂皮という有力商品を手にした女真は、明朝との朝貢、交易において銀を獲得する確実な方法を見出した。それゆえ、女真の朝貢、交易に対する欲求は熾烈なものとなり、女真間の抗争を激しいものとしていた。

貂皮交易により銀を蓄財した女真集団が、征服可能な集団に狙いを定めて移動して、その征服、統合をおこない、新たな集団を形成することが、遼東辺牆の外側では起きていたと推測される。そのため、出自が不明瞭な、または承襲関係が不明な人物が突如として首長に任命されることもあった[今西春秋1967 119～120頁、後藤智子1993 102頁]。16世紀の前・中期は建州女真、海西女真ともに混乱した状況にあり、弱小な勢力が分立して抗争を繰り返していた。『満洲実録』はヌルハチが挙兵する直前の状況を、みな王を僭称して殺し合い、骨肉の間でも殺し合っていたと述べている(2)。

抗争のなかで台頭したのは王杲(1529～1575年)であった。王杲は撫順関と建州三衛の間に勢力を張り、その連絡を遮断して交易の利益を吸い上げていたと思われる。王杲の台頭以後、建州三衛は衰亡し、明朝への朝貢も激減していた。また、1560年代から1582年(万暦10年)ごろまで、モンゴルのトメンジャサクトハーンが遼東への侵攻を繰り返し、混乱に拍車をかけていた[園田一亀1953 256-259頁]。

こうしたなか、ワンジュの甥であるワンハン(王台)が台頭し、ハダの勢力は拡大した。ワンハンが勅書の争奪戦を有利に進めるとともに、明朝へは

従順さを示した。1575年(万暦3年)には侵攻を繰り返す王杲を捕えて明朝にさしだし、明朝への恭順さを表明した。明朝は恭順なハダを擁護してイエへと建州女真を抑える、「夷を以て、夷を制する」方針で対応した(3)。ハダはワンハンのもとで強化したが、1582年(万暦10年)にワンハンが死去すると、後継者をめぐり混乱した。すると、イエへが勢力拡大をはじめた。明朝はハダ擁護の方針は変更せず、イエへを攻撃してその弱体化をはかった[園田一亀1953 321～380頁]。

建州三衛の衰退、海西女真の抗争激化という事態に対して、明朝はハダを擁護して、女真を羈縻する方針をとっていた。かかる状況下で、1583年(万暦11年)にヌルハチは女真の統一を目指して挙兵した。

②遼東の状況

万暦帝(在位1573～1619年)は長い治世の後半は政務への熱意を失い、国内の弊害の是正に対応していなかった。欠員となった官僚ポストの補充をおこなわなかったため、統治機構は機能不全に陥っていた。『明史』方從哲の列伝には、「六部堂上官僅四五人、都御史数年空署、督撫監司亦屢缺不補」とあり、重要官僚の補充がおろそかにされていた状況が述べられている(4)。このため飢饉が起き、それへの対応を求める上疏が出されているにもかかわらず、放置されていた。重要な政務であった視朝は1590年(万暦18年)以降おこなわれず、1615年(万暦43年)に25年ぶりに再会されるという状況であった[和田正広1975]。

1592年(万暦20年)と1597年(万暦25年)におこなわれた豊臣秀吉による「朝鮮出兵」の影響、1599年(万暦27年)には高淮が派遣されて過酷な徴税をおこなったことから、遼東をめぐる状況は混乱していた。このため、衛所制は16世紀においても混乱しており、軍士の逃亡は止まらなかった。軍士が逃亡するため屯田は荒廃し、軍糧を自給するという衛所制本来の機能は、依然として回復していなかった。

衛所の軍士は、上級武官からさまざまな名目(例えば武器の使用)で金銭を徴収されたり、上級武官の私田の耕作に使われことなどから、多くが逃亡していた[周遠廉1980a]。1558年(嘉靖37年)におけ

る開原城管轄下の10城堡の原額軍丁は5215名であったが、実在した軍丁は4218名に過ぎなかった。逃亡した軍丁は1097名であり、約20%が逃亡していた[楊暘1991 263～264頁]。軍士のなかには逃亡ではなく、官僚や上級武官への反乱を選択した人たちもいた。1509年(正徳4年)の反乱を皮切りとして、1535年(嘉靖14年)の反乱は大規模なものであった[叢佩遠1985b。岡野昌子1989。諸星健児1992]。

軍士の逃亡により、遼東の軍事力は低下していた。このため衛所の軍士ではなく、有力者の家丁が軍事力の中心となった[王廷元1981]。家丁とは、有力者が私的に養った兵士であった[鈴木正1952。馬楚堅1985。肖許1984。趙中男1991]。有力者は家丁を兵士とする一方、自己の私田を家丁に耕作させていた[姜守鵬1987]。家丁を養って軍功を挙げ、権勢を拡大した代表人物は李成梁であった[和田正広1995]。

屯田での農業生産は振るわなかったが、民田は増加していた[叢佩遠1985a]。1582年(万暦10年)の報告では、民田は屯田の約3倍の面積になっていた(5)。遼東での軍糧は屯田からだけでは賄いきれなくなり、食料の不足や価格上昇が問題となった。遼東での食糧価格は16世紀以降上昇を続けており、他地域から食料を輸送する必要性があった[全漢昇1970。樂凡2010]。しかし、大量の穀物を陸路で輸送することは経費的にも、時間的にも難しかった。また、山東から穀物を輸送するため海禁の緩和が主張されたが、明朝は伝統的な海禁政策の順守、海運の活発化は軍士の逃亡を助長するなどの理由から、嘉靖年間では見送っていた。万暦年間に海運はおこなわれたが、十分な郵送力を発揮しなかった[陳曉珊2010]。

そこで明朝は、京運年例銀などの銀を供給することで対応した。穀物を現物で確保する方法から、銀を送り、その銀を使って穀物を購入するか、銀を直接軍士に支給する方法へと変更した[諸星健児1990。張士尊1994]。そのため大量の銀が遼東に流入した。しかし、銀を支給されても穀物がなければ、その購入はできなかった。17世紀初頭では、銀があっても買う穀物がないので、兵士は銀を抱いて死ぬしかない状況だと報告されていた(6)。

1602(万暦30年)から1603年(万暦31年)に巡按遼

東を務めた何爾健は、遼東の状況を次のように述べている[何爾健1982 6頁、35～36頁]。遼東の兵士の糧銀は、月四錢で薊州に比べて三分の一安い。そのうえ、三、四ヶ月も遅配したり、上官にピンハネされ、実際には1～2錢であった。これでは生活できないので、10人中8～9人は逃亡してしまう。そのため台堡はあるが、兵士はいない。台堡の多くは損傷しており、軍馬は弱っていたり、武器も壊れたり、古くなっている。これでは軍備はないのと同然である。沿道で哀願する人がいるので、その言葉を聞いてみると、税が重く、富める者は貧しくなり、貧しい者は逃亡しているという状況を述べていた。

③ヌルハチの台頭

女真諸部が互いに抗争を繰り返すなか、明朝はハダ擁護により情勢の安定化をはかっていた。こうした状況下でヌルハチは台頭した。ヌルハチの世系は建州左衛に連なると称されているが、その確証はない。ヌルハチの祖父であった覚昌安は、明朝の史料には「叫場」、「教場」などと表記され[河内良弘1992 733～736頁]、撫順馬市で商業活動に従事していたことを档案は記述している[遼寧省档案馆1985 808～815頁]。ヌルハチの一族は、家系が貴顕であることではなく、商業活動を背景に銀を獲得し、勢力を拡大したと考えられる。

女真社会への銀流入は、16世紀後半に中国への銀流通が変化したことから、より大規模になった。1570年代にスペインがマニラを建設して、アカプルコ～マニラ間の貿易を始めたことにより、新大陸銀が中国へ流入するようになった。また、ポルトガルが長崎貿易を開始したことにより、日本銀も中国へ流入し、膨大な銀が中国に流れ込むようになった。流入した銀の多くは北辺に運ばれて軍事費として使われ、北辺では「辺疆の経済ブーム」が生じていた[岩井茂樹1996]。多額の銀の流入は、女真の商業活動を活発化させた。既存の馬市での交易だけでは満足せず、新たな交易場の設置を求めるようになった。明朝は女真を羈縻する観点から交易場の設置を認め、16世紀後半には馬市以外に木市や互市が設けられた。これらの交易場では、朝貢とは無関係に交易が許可されたので、羈縻衛所制は変容してしまった[江嶋壽

雄1963、1968。中島楽章2011]。

ヌルハチも明朝との交易には力を注いでいた。1588年(万暦16年)にヌルハチは、撫順、清河、寛奠、饒陽での交易は国を富ませるものであると述べている(7)。対明断行までのヌルハチの目的は、他の女真が持つ勅書を獲得して、より多くの朝貢をおこなうとともに、対明交易により利益を得て国富を増やすことにあった。ヌルハチは珍重されていた人参を売却して、多額の銀を入手していた[上田裕之2002]。対明断行に踏み切る以前のヌルハチは、明朝との関係性を最大限に活用し、羈縻衛所制を通じて自己の勢力拡大をしていたのであり、明朝の打倒などは念頭になかった。

ヌルハチは1587年(万暦15年)に、二道河子旧老城(フェアラ)に築城し、城居を始めた[和田清1951]。女真は15世紀では少数の戸数で散居して、酋長の意に従って移動を繰り返す暮らしをしていた(8)。16世紀前半でも、城郭がない集落に住んでいた(9)。しかし、16世紀後半になると城居をはじめた。16世紀後半には城居を可能とする、また必要とする状況が女真の間では生じていたと考えられる。城塞を建築、維持できる経済力を保持したこと、女真諸部との抗争に勝つためには指導者を中心に勢力結集が求められた点を指摘したい。

ヌルハチは周辺勢力の征服をすすめ、1599年(万暦27年)にはハダを、1607年(万暦35年)にはホイファを、1613年(万暦41年)にはウラを、1619年(万暦47年)にはイェへを滅ぼした。征服した異質な集団を取り込む制度として、ヌルハチは八旗制を創出した。ヌルハチは征服した諸集団を八旗に編入し、新たな勢力集団を作り上げていった。ヌルハチの台頭により、ハダを擁護して女真を羈縻するという明朝の政策は破たんし追い込まれた。

1618年(万暦46年)にヌルハチは対明断行を宣言し、明朝との戦争に突入した。明朝との関係を絶ったことにより、ヌルハチ政権は自給自足的な経済運営を強いられた。安定した農業生産を基盤にすることはできず、略奪に依存する部分も大きかった。ホンタイジの治世においても安定的な経済基盤を築くことはできず、依然として明朝からの略奪は重要であった[谷井陽子2006]。ヌルハチ・ホンタイジは、明朝との朝貢、撫順での馬市交易に代わる銀の獲得手段を、創出できていなかったと

指摘できよう。

1621年(天啓元年)にヌルハチは遼東を占領し、明朝の勢力を遼河以西に駆逐した。もはや明朝へ朝貢する女真はいなくなり、馬市も消滅した。女真の朝貢は、1618年(万暦46年)のイェへによる朝貢が最後であった[江嶋壽雄1962 引用は『明代清初の女直史研究』188頁]。ここに、永楽帝以来、明朝が女真を羈縻するために用いてきた羈縻衛所制は消滅した。明朝が授与した勅書も無意味なものとなり、ホンタイジは1639年(崇徳4年)に勅書の処分を命令した(10)。また、遼東の衛所制も崩壊し、明朝がマンチュリアで構築した統治制度は消滅した。

- (1) 『世宗実録』巻375 嘉靖30年7月辛卯(『史料満洲』3、454頁)。
- (2) 『満洲実録』巻一。
- (3) 『神宗実録』巻190 万暦15年9月癸丑(『史料満洲』4、104～106頁)。
- (4) 『明史』巻218方從哲
- (5) 『神宗実録』巻122 万暦10年3月甲子(『史料満洲』4、47頁)。
- (6) 『光宗実録』巻7 泰昌元年8月庚午。
- (7) 『太祖高皇帝実録』巻二戊子。
- (8) 『世宗実録』巻94 世宗23年12月己未(『史料李朝』4冊、279頁)。
- (9) 『中宗実録』巻61 中宗23年4月壬戌(『史料李朝』12冊、13頁)。
- (10) 『太宗実録』巻47 崇徳四年六月辛亥。

おわりに

明朝は統治政策として、ヌルガン地区では羈縻衛所制、遼東では衛所制を実施し、両者の境界には遼東辺牆をつくって区分していた。遼東では領域支配的な統治をしていたが、遼東辺牆の外側にあるヌルガン地区では有力者を羈縻する統治であり、領域的なものではなかった。ヌルガン地区が明朝の「領土」であったと主張することには配慮が必要である。中華王朝の版図は近代主権国家の「領土」とは異なるので、歴史的状況を無視して版図を「領土」であったと主張することには無理がある。

明朝によるマンチュリア統治は16世紀以降うまく機能しなくなり、そうしたなかでヌルハチは羈

磨衛所制を活用して、明朝が北辺に投じた銀の獲得に努めるとともに、征服した集団を八旗制によりまとめあげていった。1635年にホンタイジは「満洲」という称号を採用し、ヌルハチ以来拡大してきた集団の名称とした(1)。したがって「満洲」とは、純血的な人間集団ではなく、多様な集団が中に入った「容器」の新たな名称とも理解できる。

1621年(天啓元年)のヌルハチによる遼東占領により、衛所制と羈縻衛所制は消滅した。そして1644年に清朝が入関すると、多数の満洲人は関内へと移動した。入関後も清朝はマンチュリア統治にあたって、ヌルハチが羈縻衛所制を突き破る過程で創出、形成した八旗制を基軸にすえた統治をおこなった。マンチュリアに残った人々を旗人と民人とに分け、それぞれを別々に統治する「旗民制」を実施した。清朝は明朝とはまったく異なる統治政策によりマンチュリア統治をすすめた。その一方で、入関した1644年にはロシア人がアムール川流域にあらわれた。清朝はロシアへの対抗に配慮しながら、八旗制を基軸に統治政策を推進した。その過程については、次稿で述べたい。

(1)『太宗実録』巻25 天聰九年十月庚寅。

参考文献 日本語

稲葉岩吉

1913「明代遼東の辺牆」『満洲歴史地理』二、南満洲鉄道 pp. 460-546

今西春秋

1967「jusen国域号」『東方学紀要』2 pp. 1-172

岩井茂樹

1996「十六・十七世紀の中国边境社会」小野和子編『明末清初の社会と文化』京都大学人文科学研究所 pp. 625-659

上田裕之

2002「清初の人参採取とハン・王公・功臣」『社会文化史学』43 pp. 17-40

江嶋壽雄

1952「明正統期に於ける女直朝貢の制限」『東洋史学』6 pp. 27-44

→『明代清初の女直史研究』pp. 129-149

1954「遼東馬市起源」『東洋史学』9, 1954 pp. 1-25
→『明代清初の女直史研究』pp. 217-244

1957「遼東馬市における私市と所謂開原南関馬市」

『重松先生古稀紀念九州大学東洋史論叢』pp. 19-39

→『明代清初の女直史研究』pp. 307-331

1958「明代女直朝貢貿易の概観」『史淵』77 pp. 1-25

→『明代清初の女直史研究』pp. 153-181

1962「明末女直の朝貢に就て」『清水博士追悼紀念明代史論叢』pp. 489-518

→『明代清初の女直史研究』pp. 185-213

1963「明末遼東の互市場」『史淵』90 pp. 67-94

→『明代清初の女直史研究』pp. 359-389

1968「明末遼東の互市場補遺」『史淵』100 pp. 157-167

→『明代清初の女直史研究』pp. 393-405

1999『明代清初の女直史研究』中国書店 629p

岡野昌子

1989「嘉靖十四年の遼東兵変」『明末清初期の研究』京都大学人文科学研究所 pp. 35-65

川越泰博

1972「脱々不花王の女直経略をめぐる」『軍事史学』7-4 pp. 62-73

河内良弘

1971「明代東北アジアの貂皮貿易」『東洋史研究』30-1 pp. 62-120

→「貂皮貿易の展開」『明代女真史の研究』pp. 592-656

1974「朝鮮世祖の字小主義とその挫折」『天理大学学報』25-6 pp. 1-27

→『明代女真史の研究』pp. 365-394

1976「燕山君時代の朝鮮と女真」『朝鮮学報』81 pp. 75-91

→『明代女真史の研究』pp. 657-675

1977「中宗・明宗時代の朝鮮と女真」『朝鮮学報』82 pp. 65-100

→『明代女真史の研究』pp. 676-715

1992『明代女真史の研究』同朋舎 760p

後藤智子

1993「ホイファ世系考察」『史叢』51 pp. 92-107

鈴木正

1952「明代家丁考」『史観』37, 1952 pp. 23-40

園田一亀

1948『明代建州女直史研究』国立書院 280p

1953『明代建州女直史研究(続篇)』東洋文庫 401p

中島楽章

2011「14-16世紀、東アジア貿易秩序の変容と再編
—朝貢体制から1570年システムへ—
『社会経済史学』76-4 pp. 3-26

谷井陽子

2006「八旗制度再考(二) —経済的背景—」『天理大
学学報』211 pp. 35-58

塚瀬進

2010「元末・明朝前期におけるマンチュリアの社
会変動と地域秩序」『長野大学紀要』32-1
pp. 75-92
2012「明末清初におけるマンチュリア史研究の現
状と課題(上、下)」『長野大学紀要』34-1、34-2
pp. 9-26、pp. 1-38
近刊「明代マンチュリア史研究の現状と課題」

荷見守義

1995「明朝の冊封体制とその様態—土木の変をめ
ぐる李氏朝鮮との関係」『史学雑誌』104-8
pp. 37-73
1999「李朝の交隣政策とその展開—土木の変期の
明・女直・日本との関係を中心に—
『人文研紀要(中央大学)』34 pp. 41-68
2002「明代遼東馬市抽銀考」『人文社会論叢(弘前
大学人文学部)』8 pp. 1-18

松浦茂

1995『清の太祖 ヌルハチ』白水社 299p

諸星健児

1990「明代遼東の軍屯に関する一考察—宣徳〜景
泰年間の屯糧問題をめぐって—」『山根幸夫教授
退休記念明代史論叢』汲古書院 pp. 165-186
1992「遼東兵変と呂経」『東洋大学文学部紀要 史
学科編』18 pp. 75-104

和田清

1930-32「兀良哈三衛に関する研究(上、下)」『満
鮮地理歴史研究報告』12、13 pp. 137-311
pp. 261-498
→『東亜史研究(蒙古篇)』東洋文庫、1959
pp. 151-423
1951「清の太祖興起の事情について」『東洋学
報』33-2 pp. 127-162
→『東亜史研究(満洲篇)』東洋文庫、
1955 624-633頁

和田正広

1975「万暦政治における員缺の位置」『九州大学東
洋史論集』4 pp. 38-57
1995『中国官僚制の腐敗構造に関する事例研究；
明清交替期の軍閥李成梁をめぐって』
九州国際大学社会文化研究所 391p

参考文献 中国語**衣保中**

1993「試論明代遼東軍屯的破壊与民田的發展」
李洵主編『明史論集』吉林文史出版社
pp. 488-495

王兆蘭

1990「15世紀30年代朝鮮兩次入侵建州」『社会科学
戦線』1 pp. 199-204
→刁書仁主編『中朝關係史研究論文集』吉林文
史出版社、1995 pp. 159-169

王廷元

1981「略論明代遼東軍戸」『安徽師大学報(哲学社
会科学版)』4 pp. 74-82

王冬芳

2005「明朝对女真人的羈縻政策、文化歧視及对後
世的深遠影響」『明史研究』9 pp. 289-298

何爾健

1982『按遼御璫疏稿』中州書画社 114p

姜守鵬

1987「明末遼東勢族」『社会科学戦線』2
pp. 203-209

周遠廉

1980a謝肇華「明代遼東軍戸制初探—明代遼東档案
研究之一」『社会科学輯刊』2 pp. 45-60
1980b謝肇華「明代遼東軍屯制初探—明代遼東档案
研究之二」『遼寧大学学报』6 pp. 53-60

肖許

1984「明代将帥家丁的興衰及其影響」『南開史学』
1 pp. 102-122

蔣秀松

1984「明代女真的救貢制」『民族研究』4 pp. 16-29
→『東北民族史研究(三)』中州古籍出版社、1997
pp. 192-193
1997「論十五世紀三十年代朝鮮兩次入侵建州」『東
北民族史研究(三)』中州古籍出版社
pp. 310-320

全漢昇

- 1970 「明代北辺米糧価格の變動」『新亜学報』9-2 pp. 49-96
→『中国經濟史研究』中、新亜研究所出版、1976 pp. 261-308

叢佩遠

- 1984a 「扈倫四部形成概述」『民族研究』2 pp. 8-17
1984b 「扈倫四部世系考索」『社会科学戰線』2 pp. 200-212
1985a 「明代遼東軍屯」『中国史研究』3 pp. 93-107
1985b 「明代遼東軍戸の反抗闘争」『史学集刊』3 pp. 23-30

張士尊

- 1994 「論明末遼東軍食与明清戦争の關係」『鞍山師範学院学報』4 pp. 12-21, 52

趙中男

- 1991 「論明代軍事家丁制度的歷史地位」『中国史研究』4 pp. 158-164

陳曉珊

- 2010 「明代登遼海道の興廢与遼東辺疆経略」『文史』90 pp. 209-234

馬楚堅

- 1985 「明代的家丁」『明史研究專刊』8 pp. 191-252
→『明清辺政与治乱』天津人民出版社、1994 pp. 124-162

楊暘

- 1991 『中国的東北社会(十四—十七世紀)』遼寧人民出版社 437p

樂凡

- 2000 「明代女真族の貿易關係網及社会効応」『北方文物』1 pp. 73-76
2004 「明朝治理東北辺疆思想芻議」『明代史研究』32 pp. 10-18
2010 「明代遼東の米値、軍糧与時局」『東北史地』3 pp. 65-72
1999 『一種文化辺縁地帯の特有經濟類型剖析』東北師範大学出版社 174p

劉謙

- 1989 『明遼東長城及防禦考』文物出版社 236p

遼寧省档案館

- 1985 遼寧省社会科学院歴史研究所『明代遼東档案*編』上下、遼瀋書社 1236p